



答 申 書

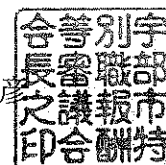
宇部市特別職報酬等審議会

平成 23 年(2011 年)2 月 10 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市特別職報酬等審議会

会長 光 井 一 彦



### 特別職の報酬等の額について (答申)

平成 22 年 11 月 19 日付けの答申に引き続き、非常勤職員の報酬の額について、本審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

#### 1 非常勤職員の報酬の支給方法及び報酬額

##### (1) 行政委員の報酬

##### ① 支給方法を月額から日額に変更し、併せて報酬額を見直すもの

区 分	答 申		現 行	
	支給方法	報酬額	支給方法	報酬額
教育委員会	委員長	日 額	月 額	116,000 円
	委 員	日 額	月 額	99,000 円
選挙管理委員会	委員長	日 額	月 額	51,000 円
	委 員	日 額	月 額	41,000 円
公平委員会	委員長	日 額	月 額	51,000 円
	委 員	日 額	月 額	41,000 円
非常勤の監査委員	識 見	日 額	月 額	99,000 円
	議 員	日 額	月 額	44,000 円

##### ② 支給方法は現行の月額を継続し、報酬額を見直すもの

区 分	答 申		現 行	
	支給方法	報酬額	支給方法	報酬額
農業委員会	会 長	月 額	月 額	45,000 円
	会長職務代理及び部会長	月 額	月 額	37,000 円
	委 員	月 額	月 額	33,000 円

③ 支給方法は現行の日額を継続し、報酬額を見直すもの

区 分		答 申		現 行	
		支給方法	報酬額	支給方法	報酬額
固定資産評価 審査委員会	委員長	日 額	16,000 円	日 額	6,300 円
	委 員	日 額	13,400 円		

(2) 条例設置の各種審議会、協議会委員等の報酬

区 分		答 申		現 行	
		支給方法	報酬額	支給方法	報酬額
各種審議会・協議会の委員等		日 額	4,000 円	日 額	6,300 円

2 実施時期

平成23年4月1日からとする。

3 審議の経過

(1) 前回の答申までの審議会において参照した資料等に加えて、新たに参照した資料等

- ① 見直し済の他の自治体における行政委員の報酬の状況
- ② 県内他市の各種審議会、協議会委員等（以下「各種審議会委員等」という。）の報酬の状況

(2) 審議にあたり考慮した要素について

- ① 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、特に県内他市と比較しても財政の硬直化が進む中、これまで以上に市民感覚や市民感情を意識する必要があること。
- ② 行政委員の報酬の支給方法については、地方自治法では、原則、「勤務日数に応じて支給する。」と規定していること。
- ③ 行政委員の報酬については、月額報酬に関する住民監査請求や住民訴訟が提起され、現在係争中の都府県も多く、これに伴い、月額報酬から日額報酬への見直しを進めている都府県も多いこと。  
また、山口県においても、日額化への見直しをしていること。
- ④ 行政委員は、委員会により、その活動状況にバラツキが見られること。  
また、普段の活動状況が把握し難いこと。
- ⑤ 行政委員は、それぞれが異なった職務内容であり、独自の専門性も有しているが、その職責については、共通して重たいものであること。

- ⑥ 行政委員は、それぞれ一定の専門的知識等が必要な有識者の中から選任されるものであること。
- ⑦ 各種審議会委員等は、識見や公募の委員が混在していること。
- ⑧ 各種審議会等の会議等の開催時間については、会議内容等によりまちまちであるが、概ね2時間程度を見込んでいること。
- ⑨ 各種審議会委員等には、別途交通費が支給されていないこと。

### (3) 答申にあたっての考え方の整理について

- ① 報酬等の額の水準については、本市の厳しい財政状況を鑑み、市民感覚や市民感情を踏まえたものとする。
- ② 行政委員の報酬の支給方法については、地方自治法の規定を踏まえること。  
このため、月に10日を越えるような活動実績があるものや個々の委員の日常的な活動が多くあるもの以外は日額支給が妥当であると考えられること。
- ③ 行政委員の報酬の支給方法については、市民にわかりやすいものとする。
- ④ 行政委員は、一定の有識者の中から選任されることを前提とすれば、ある程度の水準の報酬額が必要であること。
- ⑤ 行政委員の活動内容や専門性について、行政委員ごとにその軽重を考慮して報酬額に差を設けることは困難であること。併せて、委員会等への出席以外の表に現れない活動内容について、一定の基準を設けて報酬額に反映させることは困難であること。
- ⑥ 行政委員の日額単価の算出方法については、一定の基準を設ける必要があること。
- ⑦ 委員長及び会長については、その職責を考慮し、委員の水準を上回る相応の報酬額が必要であること。
- ⑧ 農業委員会委員については、委員会等に参加し審議するのみではなく、現地調査や農地パトロール等の日常的な活動も多くあること。
- ⑨ 現在、日額で支給している固定資産評価審査委員会委員の報酬についても、他の行政委員との均衡を考慮する必要があること。
- ⑩ 各種審議会委員等の報酬の額の水準については、市の財政状況、県内他市の水準及び交通費等を考慮する必要があること。
- ⑪ 各種審議会等における会議等の開催時間は、概ね2時間程度と想定しているため、時給的な観点からも考慮する必要があること。

## 4 結論

### (1) 行政委員の報酬について

- ① 報酬の額については、市長等特別職と同様に現行の報酬額から「5%」減額した額をベースとする。
- ② 行政委員の報酬については、地方自治法の原則に則り、また、年間の活動実績を考慮し、月額報酬から日額報酬とする。  
ただし、農業委員会委員については、職務内容や活動実績を考慮し、月額報酬を継続する。
- ③ 行政委員の日額報酬については、行政委員ごとの活動内容や専門性について、軽重を考慮することが困難であるため、日額単価は同額とする。  
また、現在、日額報酬6,300円を支給している固定資産評価審査委員会委員についても、その職責を考慮し同額とする。
- ④ 委員長の日額報酬については、現行の月額報酬額における平均割増率を参考とし、算出した委員の日額報酬の「20%」割増した額とする。
- ⑤ 日額単価及び委員長の平均割増率の算出方法は下記のとおりとする。

#### 【日額単価の算出方法】 ※百円未満切捨て

##### 1 委員の日額単価

- (1) 日額単価を算定する上で、現行の常勤監査委員と非常勤の監査委員（識見）の月額報酬に着目し、常勤監査委員の給料月額を1月の基本勤務日数（21日）で割り戻した額を非常勤の監査委員（識見）の日額報酬とする。

次に、その日額報酬を基に、教育委員会委員、選挙管理委員及び公平委員会委員の日額報酬を非常勤の監査委員（識見）の現行の月額報酬との比率で算出する。

※ 常勤監査委員の給料月額は、5%減額後の額から日額単価を算出する。

#### 【非常勤の監査委員（識見）の日額単価】

常勤監査委員の給料月額×0.95÷1月の基本勤務日数	日額単価
720,000円 × 0.95 ÷ 21日	32,500円～①

#### 【教育委員会委員の日額単価】

①×教育委員会委員の月額÷監査委員（識見）の月額	日額単価
32,500円 × 99,000円 ÷ 99,000円	32,500円～②

**【選挙管理委員・公平委員会委員の日額単価】**

①×(選挙管理委員・公平委員会委員の月額)÷監査委員(識見)の月額	日額単価
32,500円 × 41,000円 ÷ 99,000円	13,400円～③

(2) 上記①、②の32,500円については、月額報酬から日額報酬に見直し済の他の自治体(神奈川県、静岡県、浜松市)における日額単価が37,600円から21,000円となっていること。

また、市の財政状況や市民感情を踏まえると、本市の日額単価としては、そぐわないと考えられる。

一方、上記③の13,400円については、行政委員は一定の有識者の中から選任されることを前提とすれば、その報酬額については、ある程度の水準を確保する必要があるという点からしても、妥当性が高いものと考えられる。

以上の観点及び行政委員ごとに日額単価に差を設けることは困難であり、同額とするという観点から、月額報酬から日額報酬へ変更する行政委員の日額単価は13,400円とする。

行政委員の日額単価
13,400円

**2 委員長の日額単価**

現行の委員長と委員の月額報酬の割増率から平均割増率を算出する。

**【平均割増率の算出方法】**

区 分	算出根拠	割増率	⇒	平均割増率
教育委員会委員	116,000円/99,000円	1.172		
選挙管理委員 公平委員会委員	51,000円/41,000円	1.244		

委員長の日額単価 (③ × 1.2)
16,000円

## (2) 各種審議会委員等の報酬について

各種審議会委員等の報酬額については、以下の観点から現行6,300円を4,000円とする。

- ① 会議等の開催時間を概ね2時間と想定しており、時給換算すると約3,000円である。この額は、識見や公募の委員等が混在する中で、市民感覚からするとかなり高額であると感じられる。
- ② 県内他市は、日額4,700円～5,000円程度の市が数市見受けられる。
- ③ 市の厳しい財政状況を考慮すると、今回、思い切った見直しをする時期に来ていると考えられる。

## 【資料1】

## 宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音順)

役 職	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	宇部商工会議所 顧問 ※任命時「宇部商工会議所 会頭」	光 井 一 彦
職務代理	弁護士	大 田 明 登
委 員	NPO 法人 うべネットワーク 理事長	赤 川 信 恒
委 員	宇部市漁業組合連合会 会長	河 野 直 行
委 員	宇部青年会議所 直前理事長 ※任命時「宇部青年会議所 理事長」	河 村 竜 太
委 員	国際ソロプチミスト宇部 会長	河 野 幸 子
委 員	連合山口宇部地域協議会 顧問 ※任命時「連合山口宇部地域協議会 議長」	梨 木 讓 二
委 員	宇部市自治会連合会 会長	藤 田 昭 一
委 員	山口宇部農業協同組合 代表理事組合長	前 田 文 樹
委 員	(株)宇部日報社 代表取締役社長	脇 和 也

## 【資料2】

## 宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成22年10月5日(火)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成22年10月18日(火)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬の審議
第3回	平成22年11月5日(金)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第4回	平成22年11月12日(金)	答申内容及び非常勤職員の報酬についての協議
答 申	平成22年11月19日(金)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬について答申(非常勤職員の報酬については継続審議)
第5回	平成23年1月18日(火)	非常勤職員の報酬についての協議
第6回	平成23年1月27日(木)	非常勤職員の報酬についての審議及び答申内容の検討